

人の動き（前月比）[8月末日現在]

総 数	49,506 人	(-57)
男	24,572 人	(-13)
女	24,934 人	(-44)
世帯数	21,243 戸	(-8)

群馬東部水道企業団 みどり支所が移転します

10月31日(月)から、大間々庁舎2階の群馬東部水道企業団みどり支所が移転します。水道料金の支払いを含め、全ての業務を新しい支所で行います。ご不便をお掛けしますが、よろしくお願いします。

問い合わせ先

群馬東部水道企業団みどり支所

☎0277(73)2411（移転前）

☎0277(32)3770（移転後）

【移転先】

所在地

☎379-2313

みどり市笠懸

町鹿288-1



都市計画下水道の区域変更に関して 公聴会を開催します

〔原案の閲覧〕

期間 11月29日(火)～12月13日(火)

(土・日曜日を除く) 午前8時

30分～午後5時15分

閲覧場所 都市計画課(大間々庁舎2階) および市ホームページ

〔公聴会〕

日時 12月19日(月) 午後7時～

会場 大間々庁舎3階大会議室

意見を提出できる人

・市内に住所を有する人

・該当都市計画案について利害関係を有する人

公述申出書 公聴会に出席して意見を述べようとする人は、次に掲げる事項を記載した書面(様式自由)を期限までに提出

①住所、氏名、年齢および職業

②当該案との利害関係

③意見の要旨(400字以内)

公述人の選定 公述希望者が多い場合は、公述人を選定する場合

があります。

公述時間 10分以内

提出方法 持参、郵送または電子メールにより提出

提出期限 12月13日(火)(必着)

その他 傍聴を希望する人は、当日直接会場へお越しください。

※申し出がなく公聴会を中止する場合は、市ホームページでお知らせします。

提出・問い合わせ先 都市計画課下水道係(☎376-0192)

みどり市大間々町大間々1511 ☎(76)1903、電子メール toshikeikaku@city.midori.gunma.jp

パブリックコメントを実施します

件名 みどり市議会の個人情報保護に関する条例(素案)

意見を提出できる人

・市内に在住・在勤・在学する人

・市内に事務所や事業所を有する個人、法人、その他の団体

募集期間 10月11日(火)～11月10日(木)

提出方法 意見提出用紙に記入し、次のいずれかの方法で提出

・郵送：みどり市議会宛て(☎376-0192 大間々町大間々1511)

・ファクス：(76)1952

・電子メール：gikai@city.midori.gunma.jp

・持参：議会事務局(大間々庁舎3階)

※住所・氏名が記入されていない場合は、受理できません。

※住所・氏名などの個人情報

は、一切公表しません。

問い合わせ先 議会事務局 ☎(76)1970

ふるさと思いやり寄附金の状況

問い合わせ先 企画課地域連携係 ☎(76)0962

●受入状況（令和3年度末累計）

（単位：円）

事業項目	累計件数	累計金額
自然環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業	345 件	5,715,000
省資源・省エネルギー化の推進に関する事業	59 件	650,000
市民の健康増進及び福祉の向上に関する事業	171 件	9,820,000
産業の振興及び魅力ある観光地づくりに関する事業	175 件	10,715,000
教育・文化・スポーツ活動の充実に関する事業	249 件	8,055,000
市民によるまちづくり活動の推進に関する事業	45 件	4,360,000
その他目的達成のために市長が必要と認めた事業	675 件	178,079,000
（内訳） - わたらせ渓谷鐵道の支援 - 指定なし	(18 件) (657 件)	(110,220,000) (67,859,000)
合計	1,719 件	217,394,000

●令和3年度活用状況

（単位：円）

主たる事業項目	活用した事業	活用金額
市民の健康増進及び福祉の向上に関する事業	不妊治療費助成事業	600,000
	妊婦歯科検診事業	500,000
産業の振興及び魅力ある観光地づくりに関する事業	新商品開発チャレンジ支援補助事業	1,000,000
	商店街活性化支援事業	2,382,000
教育・文化・スポーツ活動の充実に関する事業	東地域小中一貫教育推進事業	620,000
市民によるまちづくり活動の推進に関する事業	地域創生支援補助事業	500,000
その他目的達成のために市長が必要と認めた事業	わたらせ渓谷鐵道輸送高度化事業補助事業	2,855,000
	英語力向上対策事業	800,000
	都市公園等整備事業	7,551,000

●基金状況

（単位：円）

	R 2年度末 基金残高	R 3年度 積立金額	R 3年度 取崩金額	R 3年度末 基金残高
受入金	82,402,000	26,220,000	16,808,000	91,814,000
基金利子	1,859,361	67,408	0	1,926,769
合計	84,261,361	26,287,408	16,808,000	93,740,769

整・接骨院の保険適用は、**けが** だけです

柔道整復師の施術範囲をご存知ですか

柔道整復師は、医師ではないため、施術の行為が限定されています。施術を受ける際は、保険適用の範囲などを確認しましょう。

●施術を受ける際の注意事項

【保険証が使えるのは】

骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）

※骨折や脱臼は、応急手当以外は医師の同意が必要です。

【保険証が使えないのは】

日常生活などによる肩こり・筋肉疲労、外傷とはいえない病氣（椎間板ヘルニアや関節炎など、病院では診療可能でも整・接骨院では保険適用外）、腰痛などの慢性疾患、病院で治療中の負傷、仕事中や通勤中の負傷（労働災害）

【なかなか完治しないときは】
内科的要因も考えられます。医師の診断を受けましょう。

【療養費支給申請書は確認を】

被保険者証を使用し施術を受けた場合は、施術内容や日数を受診者が確認し「療養費支給申請書」に署名することになっています。必ず傷病名、施術日数、金額などを確認した上でご自身で署名するようにしてください。

●みどり市国保からのお願い

ごく一部の柔道整復師による療養費の水増し請求が社会問題となっています。領収書は保管し、受診記録と市が交付する「医療費のお知らせ」と照らし合わせ、内容を確認してください。

問い合わせ先 市民課国保年金係 ☎(76)0972

青少年教育と一緒に考えませんか

みどり市青少年健全育成大会

非行防止標語入賞者の表彰、少年の主張最優秀賞者の発表、講演会を実施し、青少年教育の大切さや問題点を考えます。

ぜひ、ご来場ください。

期日 10月22日(土)

時間 午後1時30分～4時

会場 グンエイホールP A L

内容 非行防止標語コンクール入賞者

表彰

・第17回少年の主張みどり市大会最優秀賞者の発表

・講演会 演題：親子の絆～どんな底の中で見つけたヒカリ～、講師：杉山裕太郎さん（魂のヴォーカリスト／青少年問題解決カウンセラー）

申込方法 事前申込不要。当日直接会場へお越しください。

【非行防止標語展】

市内小学校の児童および中学校の生徒による学校代表作品を展示します。

期間 10月19日(水)～27日(木)

時間 午前9時～午後10時

※月曜休館、23日(日)は午後5時まで、最終日は正午まで

会場 笠懸公民館

その他 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催方法の変更または中止になる場合があります。

問い合わせ先 社会教育課社会教育係 ☎(76)9846

MIDORIジュニアアカデミー創生落語伝承事業 落語会を開催します

市の歴史をテーマにした落語を落語家が披露します。落語の独特な口調や身振り手振りを楽しみながら、歴史を学んでみませんか。

期日 12月10日(土)

時間 ①午前10時30分～正午②午後1時30分～3時

会場 ながめ余興場

対象 市内小・中学生

定員 各350人（家族同伴可）

※招待券は、12月5日(月)に学校を通じて配布します。

内容・演者 ①石原和三郎物語：三遊亭楽麻呂②大間々あきんど

物語：三遊亭萬橘③岡上景能物語：三遊亭主楽

参加費 無料

申込方法 電話または電子メールにて、学校名、学年、氏名、住所、電話番号、人数を伝えて申し込む

申込期限 12月2日(金)

申込・問い合わせ先 社会教育課社会教育係 ☎(76)9846、電子メール shakai-k@city.midori-gunma.jp

市営住宅の入居者募集

次の市営住宅の入居者を募集しています。

各募集団地とも指定がある場合を除き、申し込み期限は毎週金曜日です。

申込・問い合わせ先 建設課住宅政策係 ☎(76)1904

団地名	間取り	家賃	戸数
塩原上ノ台団地	3DK	10,400円～20,500円	2戸
神梅第3団地	3DK	10,900円～21,500円	1戸
浅原田中団地	3K	12,300円～25,300円	2戸
大平団地	3K	8,000円～15,800円	1戸
下小池団地	3DK	6,800円～13,400円	1戸

人権擁護相談委員会へ ご相談ください

10月1日付で、みどり市の人権擁護委員として、松田努さんが法務大臣より委嘱されました。これからの3年間、人権に関する悩み事の相談な



松田 努さん

問い合わせ先 市民課市民係 ☎(76)0972

どの活動を行っていただきます。相談会場および日程は、本紙23ページの「人権相談」をご覧ください。

